

五木村長 木下丈二様

五木村監査委員 牛草敏憲
五木村監査委員 田山淳士

令和6年度定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 監査の概要

- 1 監査期日 令和6年12月17日(火) 1日間
- 2 監査対象 令和5年度発注の公共工事入札状況について
 - (1)林道下入鴨線災害復旧工事(3号箇所)
 - (2)村道鳶山線落石対策工事
 - (3)林道相良五木線災害復旧工事(8号箇所)
- 3 監査基準 地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。
- 4 実施要領 担当課に当該団体に対する関係資料の提示を求め入札状況などについて聞き取りによる調査を行った。

第2 監査の結果

監査の結果、各公共工事とも設計・指名審査・入札・契約・変更契約などの定められた手続きを経て、施工されていた。

まず、設計は標準的な単価を用い算出するが、特殊な製品は業者からの見積もりにより単価を算出していた。続いて指名審査は工事の設計額に基づき、業者のランクにて指名されている。

予定価格以上や最低価格以下の入札は、調査した3工事では事例はなかったが、落札額を予定価格で除した入札率においては、その率が99.5%に近い工事があった。また、最低価格を入札した参加者だけが内訳書を提出していた。なお、本村では村長が定めた予定価格は指名通知書に記載されており、指名業者は入札前にその金額を知ることができる。

最後に、工期や工事内容の変更に伴う変更契約も正しく行われており、年度をまたぐ繰越工事も金額ともに令和5年度の決算書と合致している。

所見

五木村では予定価格を事前に公表するため、入札参加者が入札額の上限を容易に把握することができる。これは上限額を知るための贈収賄を未然に防止する効果があるが、入札業者が上限額を予め知ることにより、談合などによる高値入札を行う可能性がないとも限らない。

そこで、現在は最低額を入札した参加者だけが内訳書の提出を行うが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の主旨に基づき、適正な入札であると担保するため入札参加者すべてが内訳書を提出するよう検討を願いたい。

令和6年12月25日

五木村議会議長 岡 本 精 二 様

五木村監査委員 牛 草 敏 憲

五木村監査委員 田 山 淳 士

令和6年度定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 監査の概要

- 1 監査期日 令和6年12月17日（火）1日間
- 2 監査対象 令和5年度発注の公共工事入札状況について
 - (1)林道下入鴨線災害復旧工事(3号箇所)
 - (2) 村道鷲山線落石対策工事
 - (3) 林道相良五木線災害復旧工事(8号箇所)
- 3 監査基準 地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。
- 4 実施要領 担当課に当該団体に対する関係資料の提示を求め入札状況などについて聞き取りによる調査を行った。

第2 監査の結果

監査の結果、各公共工事とも設計・指名審査・入札・契約・変更契約などの定められた手続きを経て、施工されていた。

まず、設計は標準的な単価を用い算出するが、特殊な製品は業者からの見積もりにより単価を算出していた。続いて指名審査は工事の設計額に基づき、業者のランクにて指名されている。

予定価格以上や最低価格以下の入札は、調査した3工事では事例はなかったが、落札額を予定価格で除した入札率においては、その率が99.5%に近い工事があった。また、最低価格を入札した参加者だけが内訳書を提出していた。なお、本村では村長が定めた予定価格は指名通知書に記載されており、指名業者は入札前にその金額を知ることができる。

最後に、工期や工事内容の変更に伴う変更契約も正しく行われており、年度をまたぐ繰越工事も金額ともに令和5年度の決算書と合致している。

所 見

五木村では予定価格を事前に公表するため、入札参加者が入札額の上限を容易に把握することができる。これは上限額を知るための贈収賄を未然に防止する効果があるが、入札業者が上限額を予め知ることにより、談合などによる高値入札を行う可能性がないとも限らない。

そこで、現在は最低額を入札した参加者だけが内訳書の提出を行うが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の主旨に基づき、適正な入札であると担保するため入札参加者すべてが内訳書を提出するよう検討を願いたい。

令和6年度定期監査調書

定期監査（監査委員：牛草敏憲、田山淳士、担当書記：木野徹也）

- 1 監査期日 令和6年12月17日（火）午前9時30分～午後3時00分
- 2 監査場所 役場2F小会議室
- 3 監査対象 令和5年度発注の公共工事入札状況について
(1) 林道下入鴨線災害復旧工事（3号箇所）
(2) 村道鶯山線落石対策工事
(3) 林道相良五木線災害復旧工事（8号箇所）
- 4 監査基準 地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。
- 5 実施要領 担当課に当該団体に対する関係資料の提示を求め入札状況などについて聞き取りによる調査を行った。
- 6 監査指摘事項

①令和5年度発注の公共工事入札状況（担当課：建設課）

（指摘）林道下入鴨線災害復旧工事（3号箇所）の入札が不調になっているが。

（回答）林道下入鴨線災害復旧工事（3号箇所）は1回目の入札において全参加者が入札を辞退したため、2か月後に再入札を行った。（担当課）

（指摘）辞退理由はなにか。

（回答）具体的な理由は聞くことができないので、推測するしかないが入札参加者の社内事情によるものではないか。（担当課）

（指摘）工事金額が変わらないのに2か月で全参加者の社内事情が改善したということか。

（回答）指名業者の一部は変更している。応札されたことからそうではないか。（担当課）

（指摘）2,000万円の工事で落札された入札率が99.3%であり、最も高い入札額との差が13万円しかないが。

（回答）工事の歩掛りは事前に公表している。また単価も標準的なものを採用しているため、適正な積み上げを行ったためと考えられる。（担当課）

（指摘）民間企業においては日ごろの取引の程度や社内事情が個々に違うと思われる。それでも同様な入札額になるのか。

（回答）最低額を入札した参加者には内訳書の提出を求めているため、全ての参加者が各々見積もっていると考えられる。（担当課）

（指摘）最低額を入札した参加者だけから内訳書を提出してもらっているのか。

（回答）最低入札額を入れた業者のみ内訳書の提出を求めている。（担当課）

(指摘) 予定価格は公表しているのか

(回答) 入札通知書に記載して公表している。(担当課)

(指摘) 下請けに出す場合はどうするのか。

(回答) 契約金額を明記した契約書と届を出してもらう。(担当課)

(指摘) 今回監査する工事で下請けに出した工事はあるか。

(回答) 村道鳶山線落石対策工事は、のり面工事のため実績の豊富な業者に下請けに出している。(担当課)

(指摘) 下請けとの契約金額が、総額に対して少ないように思うが。

(回答) 施工のみ下請けであり、材料や現場管理は下請けには出さない。(担当課)

(指摘) 入札に際して談合情報があった場合はどうするのか。

(回答) 入札を中止して、参加者全員から誓約書を取得して、再入札となる。(担当課)

(指摘) 入札に際して参加者からの質問などはあるのか。

(回答) ない。(担当課)

(指摘) 最低価格はどのように決めているのか。

(回答) 村長が決める。(担当課)

(指摘) 入札参加者は事前に知らないのか。

(回答) 知らない。(担当課)

(指摘) 最低価格を下回った入札はどうなるのか。

(回答) 最低価格を下回った参加者は失格となる。同様に予定価格を上回る入札参加者も失格となる。(担当課)

(指摘) 入札参加者を指名する方法を教えてください。

(回答) 入札参加者は指名審査会により決定される。参加者は各々ランクがあり工事金額により入札できる金額が異なる。五木村ではABCの3つのランクがあり、それを基に決定する。ただし、参加者数が既定の数に達しない場合は一段低いランクの業者からも選抜できる。これは2分の1を超えてはならないことになっている。(担当課)

以上